

VIO 脱毛専科サロン

NICOL

衛生管理自主ガイドライン

目的

本基準は一般財団法人美容技師支援協会が定める自主基準であり、脱毛サロンにおける、施設、設備、器具等の衛生管理に関する指針を定め、適正な環境を維持・管理するための事項を提示するとともに、サロン従事者への啓発活動を通して、国民の健康を守る安全で安心な脱毛サービスの普及と、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

1. 「脱毛サロン」とは、脱毛サービスを行う施設をいう。
2. 「開設者」とは、脱毛サロンを運営する事業者をいう。
3. 「衛生管理責任者」とは、開設者が施設ごとに定めた衛生管理に関する責任者であり、従業員の健康管理、衛生管理業務の遂行、点検管理等を行う者をいう。

施設および設備

1. 施設は、隔壁等により区分されていること。ただし、建物構造上により隔壁等によって区分することのできない百貨店を含む商業施設等（以下、商業施設等という）の場合においては、仕切り・リースライン区画等により区分すること。
2. 施設は、ねずみおよび害虫類の侵入を防止できる構造であること。
3. 脱毛サービスを提供するスペース（以下、作業場という）は、作業および衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有し、休憩室等の作業に直接関係ない場所と区分されていること。
4. 作業場内は、採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
 - (1) 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
 - (2) ガスや灯油などを使用する暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型のものであること。
5. 従業者の手洗い設備を設けること。ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管ができない商業施設等の場合においては、建物内の共同部分の手洗い設備を使用すること。
6. 器具等洗い場は、流水装置とすること。ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管ができない商業施設等の場合においては、建物内の共同部分の流水装置を使用すること。
7. 作業場には、器具・用具類を消毒する設備を設けること。ただし、建物構造上により作業場内に消毒設備の設置ができない商業施設等の場合においては、建物内の共同設備も使用して対応すること。
8. 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒（使用済み）のものとを区別し、それぞれの収納ケースを備えること。
9. 器具類、布片類は、十分な量を備えること。
10. 作業に伴って出る廃棄物等を入れるためのふた付きの専用容器を備えること。
11. トイレには専用の手洗い設備を備えること。なお、商業施設等の場合においては、建物内の共同トイレを使用すること。

消毒

1. 消毒方法と消毒用器具、消毒薬の概要

(1) 物理的方法

ア 紫外線照射による消毒 紫外線消毒器内の紫外線灯により $85\mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して 20 分間以上照射すること。

(注) ①器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるように置くこと。

②構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形の器具類の消毒には適さない。

③定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。

④紫外線灯は、2,000～3,000 時間の照射で出力が低下するため、取り替えを必要とする。

イ 煮沸消毒器による消毒 消毒する器具が投入された状態で沸騰してから 2 分間以上煮沸すること。

(注) ①合成樹脂の一部には、加熱により変形するものがある。煮沸消毒に適しているのは、陶磁器・金属等の器具類、繊維製品等。

②水量を適量に維持すること。

ウ 蒸し器等による蒸気消毒 器内温度が 80°C を越えてから 10 分間以上湿熱に触れさせること。(温度計により器内の最上部の温度を確認すること)

(注) ①合成樹脂の一部には、加熱により変形するものがある。蒸気消毒に適しているのは、ガラス・陶磁器・金属等の器具類、繊維製品等。

②タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことあることに留意すること。

③器内底の水量を適量に維持すること。

(2) 化学的方法

ア エタノールによる消毒 76.9～81.4vol% エタノール水溶液（消毒用エタノール）中に 10 分間以上浸すか、またはエタノール水溶液を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。

(注) ①消毒用エタノールは希釈せずに使用することが望ましいが、無水エタノールまたはエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

イ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒 0.01～0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(注) ①金属器具および動物性繊維製品は腐食するので、使用する場合は、必要以上長時間浸さないなど取り扱いに注意すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

③消毒液を取り扱う際には、ゴム手袋を着用するなど、直接皮膚に触れないようにすること。

ウ 逆性石けん液による消毒 0.1～0.2%逆性石けん水溶液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）中に 10 分間以上 浸すこと。

(注) ①石けん、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、充分水洗いしてから使用すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

エ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒 0.05%グルコン酸クロルヘキシジン水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 消毒液は、常に新しいものを用意すること。

オ 両性界面活性剤による消毒 両性界面活性剤製剤 1%（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンとして 0.1%、または 0.15%）水 溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 消毒液は、常に新しいものを用意すること。

(3) 消毒に必要な器材

ア 液量計 100mL 用および 1,000mL 用

イ 消毒容器 消毒用バット（ふた付きのものが望ましい）、その他消毒に必要な容器

器具の消毒

皮膚に接する器具類は、前記 消毒の 1. (1) 物理的方法または (2) 化学的方法により、器具類の種類に応じて、次の事項に留意して消毒すること。

- (1) 器具類は、消毒する前によく洗浄すること。
- (2) ブラシ類は、材質によって加熱消毒により変形するものがあるので、化学的消毒方法を用いることが望ましい。なお、洗浄に適さない材質のものは、紫外線消毒する。
- (3) 金属類は、いずれの消毒法を選択してもよい。なお、紫外線照射による消毒をするときには、十分に汚れを洗浄し、拭き取り等を行ってから消毒すること。
- (4) その他の皮膚に接する器具および間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて、物理的方法、化学的方法による消毒のいずれかにより適切に消毒すること。なお、消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄すること。

(注) ①器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際、流水が飛散しないように注意すること。

②消毒液に浸す前に水分を取ること。

- (5) 感染性疾患等を防止するため、直接皮膚に接する器具類等の消毒は、以下に示す標準レベル以上の消毒方法を行うこと。消毒薬は医薬品、医薬部外品、またはそれに準ずる物を使用すること。

ア 煮沸消毒器による消毒 前記 消毒の 1. (1) イ 煮沸消毒器による消毒に準ずる。

イ エタノールによる消毒 前記 消毒の 1. (2) ア エタノールによる消毒に準ずる。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒 前記 消毒の 1. (2) イ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒に準ずる

- (6) 消毒後は、流水でよく洗浄し、よく拭くこと。

(注) ①洗浄に使用したスポンジ等は使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

タオル布片類の消毒

- (1) 加熱による場合は、使用したタオルおよび布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内温度が 80°Cを超えてから、10 分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が 80°Cを超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。
- (2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するかまたはホットキャビ等に入れること。
- (3) 血液が付着したタオル、布片類は、感染症を防止する際の器具類と同様の洗浄および消毒を行うこと。

手指の消毒

- (1) 石けん、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄し、清潔なタオルや使い捨てペーパータオル等で拭き取ること。
- (2) 施術前の手指の消毒は、消毒用エタノール等の消毒液を綿またはガーゼに含ませて擦式清拭消毒法を行うこと。
- (3) 施術中に再度、手指の消毒を行う場合は、速乾性の擦式手指消毒剤を用いてもよい。

その他の消毒

- (1) その他間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて、上記に挙げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- (2) 施設内の廃棄物入れ等の設備については、消毒するなど衛生的に保持すること。